

宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する命令案に関する 意見募集の結果について

令和 5 年 12 月
国土交通省不動産・建設経済局

国土交通省では、令和 5 年 10 月 30 日から令和 5 年 11 月 28 日まで、宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する命令案に関する意見の募集を行いました。その結果、本件に関して、1 件のご意見をいただきました。

お寄せいただいたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

皆様のご協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 実施方法

- ①募集期間：令和 5 年 10 月 30 日（月）～令和 5 年 11 月 28 日（火）
- ②周知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載
- ③意見提出方法：電子メール、FAX 及び郵送

2. 意見数

提出意見数 1 件（提出者数 1 名）

3. お問い合わせ先

国土交通省不動産・建設経済局不動産業課 意見募集担当

電話番号 03-5253-8111

(別紙)

ご意見の概要及び国土交通省の考え方

No	ご意見の概要	国土交通省の考え方
1	「クラウド・コンピューティング・サービス 関連技術その他の情報通信技術の進展の状況 を踏まえ、安全性についての配慮を行った適 切な方法によるものとする。」というような 記述を行うようにして、安全性についての配 慮を促し、また安全性への対応についての法 令での義務化を行うようにするのが適切と考 える。	ご意見ありがとうございます。いただいたご意見 は、今後の施策の参考とさせていただきます。

※なお、「クラウドサービス等の利用が可能であることを明確化するため、その作成等の方法として
「電子計算機に備えられたファイルに記録する方法」を追加する」ことについては、検討の結
果、既に宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）第 16 条の 7 第 1 項第 1 号
及び同第 16 条の 9 第 1 項第 1 号により、クラウドサービス等の利用が可能であることが明確であ
ると考えられることから、改正は行わないことといたしました。